

## 令和6年度から高齢者肺炎球菌 予防接種の対象者が 変更になります

令和6年度以降の対象者は、**65歳の方のみ**です。  
令和5年度の対象の方で接種を希望される場合は、  
令和6年3月31日まで接種を受けることができます。

### 〈令和5年度までの対象者〉

- 令和5年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方で身体障害者手帳1級の方

### 〈令和6年度からの対象者〉

- 接種日時時点で、65歳の方
- 接種日時時点で、60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方で身体障害者手帳1級の方

※これまでに肺炎球菌ワクチンを1回でも受けたことのある方は、定期接種の対象外です。

問 市役所保健福祉課健康推進係 [内線155]

## 令和6年4月1日から 小児科の夜間の初期救急は、 市立函館病院で診療を行います

函館市夜間急病センターの診療科から小児科がなくなり、内科・外科の2科体制となります。

### ●小児科 (3/31までは夜間急病センターへ)

市立函館病院 夜間こども急患室 (4/1診療開始)

函館市港町1丁目10-1

☎0138-43-2000

診療時間：毎日午後7時～午前0時

受付時間：毎日午後11時30分まで

小児のケガ・やけど(外傷)は夜間急病センター  
外科を受診してください。

※市立函館病院では診療できません。

### ●内科・外科

函館市夜間急病センター

函館市五稜郭町23-1(総合保健センター2階)

☎0138-30-1199

診療時間：毎日午後7時30分～午前0時

受付時間：毎日午後7時30分～午前0時

## 引っ越しする方へ。マイナンバーカードを利用した転出手続きが便利です

マイナンバーカードを利用し、国が運営するマイナポータルサイトを通じて、転出手続きをオンラインで行うことができます。

なお、利用には、電子証明書機能付きのマイナンバーカードが必要です。

電子証明書機能の設定等についてわからない場合は、お問い合わせください。



### 〈対象の手続きイメージ〉

北斗市からA町に転出する場合(例)

#### 転出届・転入届

転出届  
来庁不要

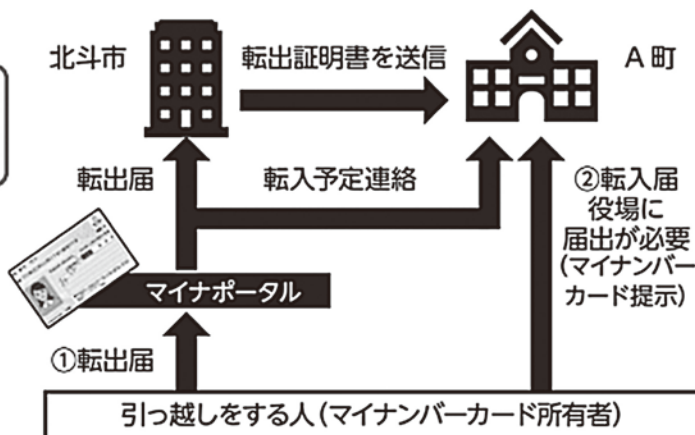
転入届  
役場で手続きが必要



北斗市



A町



※保険証や手当などの各種手続きについては、これまでの住所地で別途手続きが必要な場合があります。  
別途手続きが必要な方には、後日、案内を送付いたしますので、ご確認ください。

問 市役所市民課窓口係 [内線112～116]